

# 意匠権の活用と 意匠情報の検索について

特許庁 審査第一部 意匠課長 下村圭子



## 目次

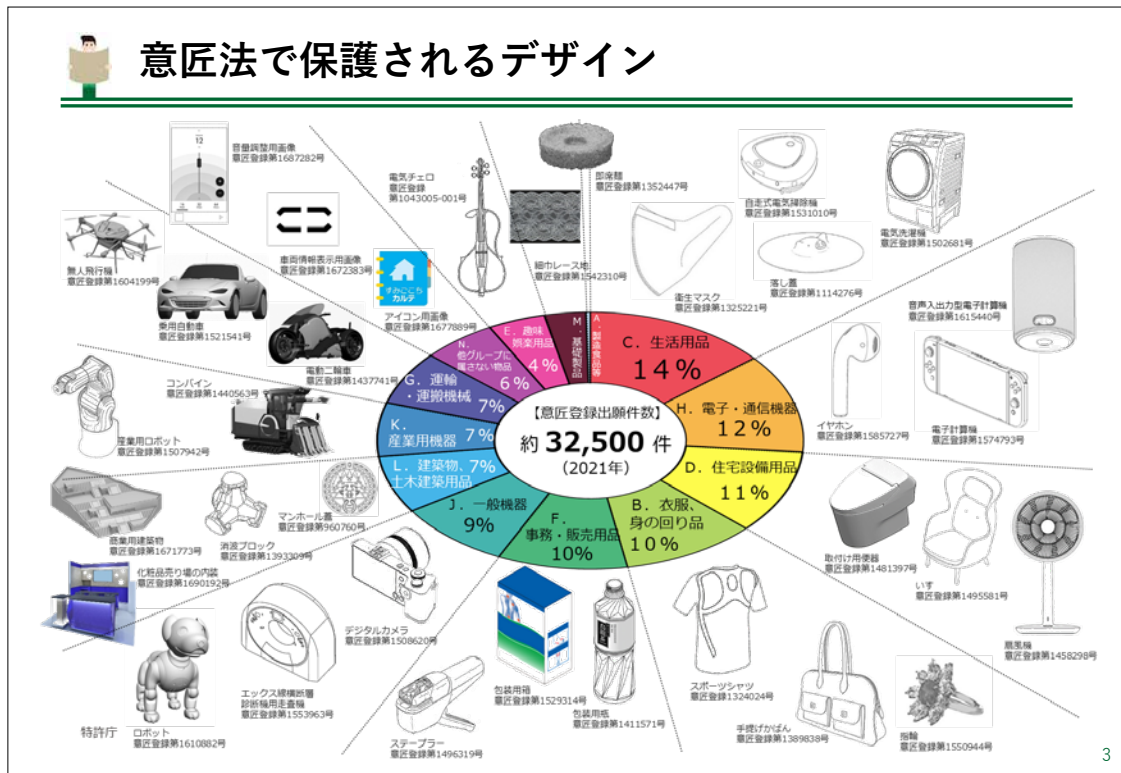
---

- 最近の意匠登録出願・審査の状況
- 意匠制度の概要
- みんなの意匠権 十人十色のつかいかた
- 意匠情報の検索
- 参考情報





最近の意匠登録出願・審査の状況

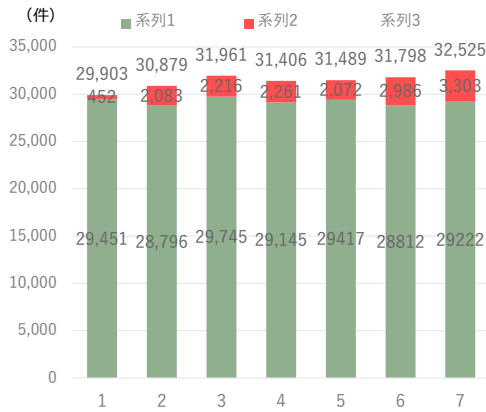




## 意匠登録出願の状況

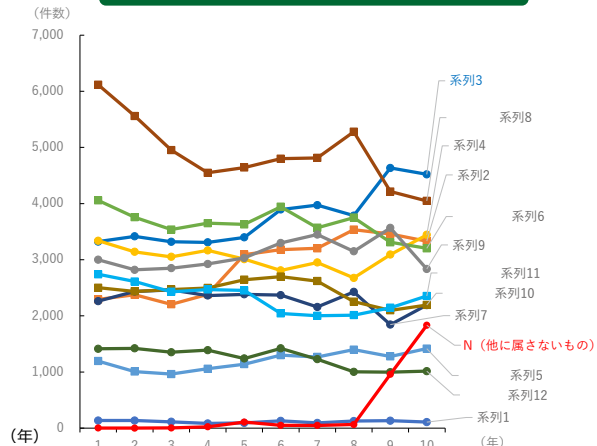
- 我が国への意匠登録出願件数は、2010年以降3万件前後で推移。
- 分野別の2021年は、特に画像(N)の増加が顕著。また、2020年以降、コロナ関連物品が含まれる生活用品等(C)や住宅設備用品(D)が増加し、2021年も生活用品等(C)の件数が最多。

我が国への意匠の出願動向



※「特許庁ステータスレポート 2022」を基に意匠課作成

我が国への分野別意匠登録出願件数の推移



4



## 意匠の国際登録制度の利用状況

- 我が国と米国のハーグ協定への同時加入（2015年）により、意匠の国際登録制度の利用が活発化。本年中国が加入したことにより、今後更なる増加が予測される。
- 我が国への国際意匠出願件数は増加傾向にあり、2021年は約3,300件（意匠出願全体の約1割）。

我が国を指定する意匠の国際出願動向



※WIPO IP Statistics Data Centerのデータを基に意匠課作成。

ハーグ協定に基づく国際出願件数の推移（全加盟国）



出典：「Executive Summary Hague Yearly Review 2022」より  
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-930-2022-exec-summary-en-hague-yearly-review-2022-executive-summary.pdf>

外国知財庁への直接出願



ハーグ出願



ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度は、WIPO国際事務局への1つの出願をすることで、複数国（締約国）に同時に申請した場合と同様の効果が得られる。  
 各国への個別の出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減をはかることが可能。

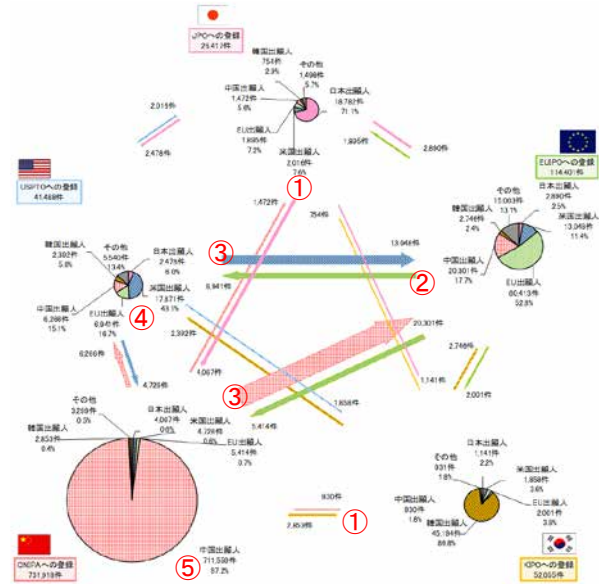
5



## 各官庁における意匠登録出願の状況

### 日米欧中韓間の意匠登録動向（2020年）

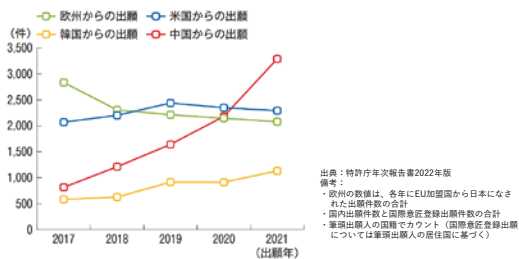
- ① 他庁への意匠登録について、日本居住者及び韓国居住者は中国（CNIPA）への登録が最も多い。
- ② 他庁への意匠登録について、欧州居住者は米国（USPTO）への登録が最も多い。
- ③ 他庁への意匠登録について、米国居住者、中国居住者は欧州（EUIPO）への登録が最も多い。
- ④ 米国では本国居住者からの登録の割合が43.1%と他庁と比較して低い。
- ⑤ 中国における意匠登録は本国居住者における登録の割合が97.2%と高い。



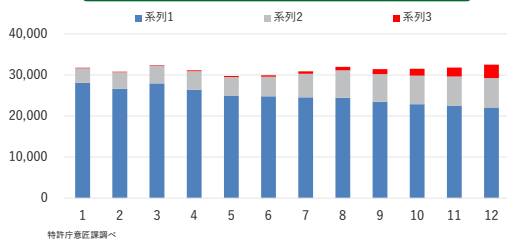
## 各官庁における意匠登録出願の状況

- 外国人による日本への意匠登録出願について、2021年は中国からの出願が最多となった。
- 各国において、ここ数年国内からの出願が微減傾向であるのに対し、外国・特に中国からの出願が増加傾向

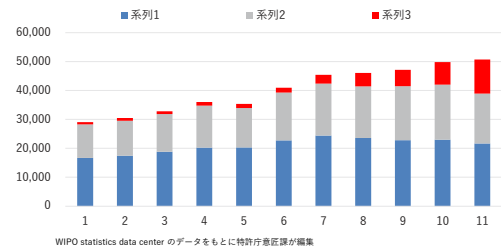
### 外国人による日本への意匠登録出願件数の推移



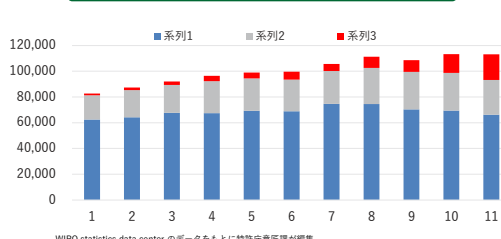
### 日本における意匠出願件数推移



### 米国における意匠出願件数推移



### 欧州における意匠出願件数推移

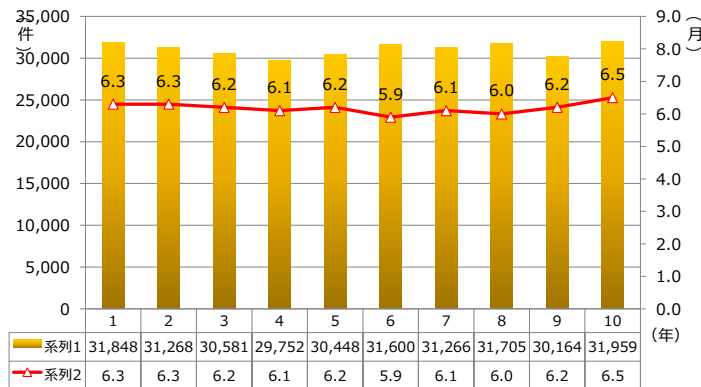




## 意匠登録出願の審査の状況

- 効率的な審査のため、トレンドが共通しやすい分野の出願を一定期間分まとめて審査している。
- バッチでの審査を年間2サイクル行っており、平均FA期間は6～7月で推移

我が国の意匠審査状況（FA件数及びFA期間）



主要国のFA期間（ID5統計より）

米国 16.4カ月（2021年）

韓国 5.2カ月（2021年）

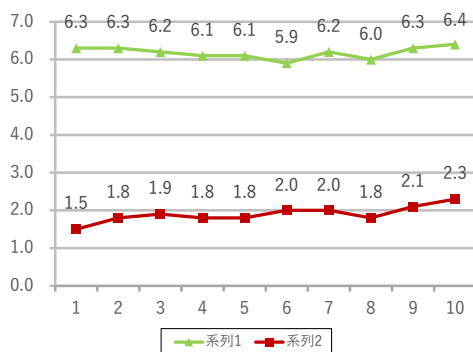
（※一部無審査分野を含む）



## 早期審査の状況

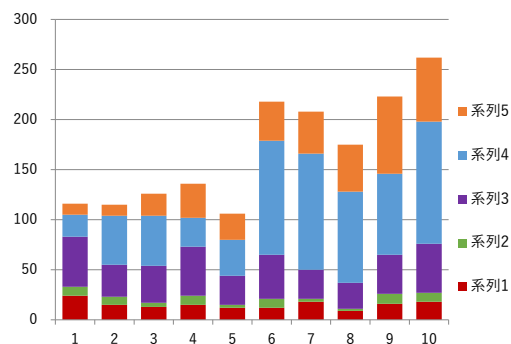
- 早期審査制度は、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う制度。
- 早期審査の対象となった案件については、早期審査の申出から3.5か月以内、模倣品対策のための早期審査の場合は原則1か月以内に一次審査結果を通知している。

平均FA期間（年度）



※通常案件の期間計算では、以下の案件を除く  
 ・令和元年意匠法改正によって新たに保護対象となった領域の出願  
 ・国際意匠出願

早期審査理由内訳（選定された案件のみ・年度）



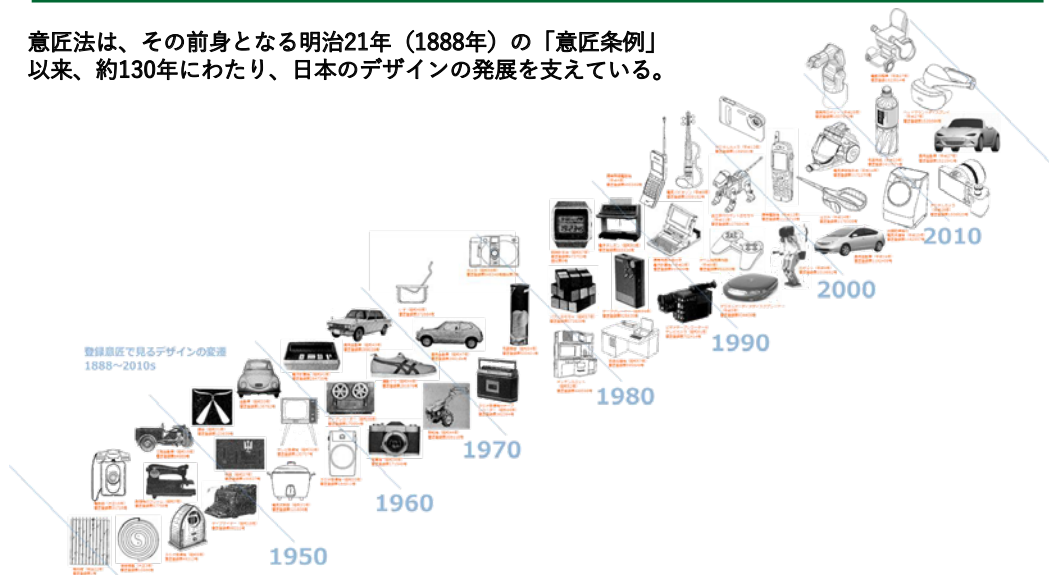


## 意匠制度の概要



### 意匠登録の歴史

意匠法は、その前身となる明治21年（1888年）の「意匠条例」以来、約130年にわたり、日本のデザインの発展を支えている。





## 意匠登録の主な要件

- 意匠登録を受けるためには、意匠法で規定する「意匠」に該当することに加えて、新規性や創作非容易性など、法律に定められた登録のための要件を満たしていることが必要。

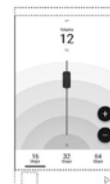
### 意匠登録の主な要件

- ◎工業上利用可能性（工業的に量産できること）
- ◎**新規性**（公知の意匠と同一／類似の意匠でないこと）  
世界で最も新しい意匠かどうか
- ◎**創作非容易性**（容易に創作できた意匠でないこと）  
＜創作容易と判断されるものの例＞複数の意匠を寄せ集めた意匠等
- ◎先願（同一／類似の意匠について最先の出願であること）



## 意匠登録の対象となる意匠とは

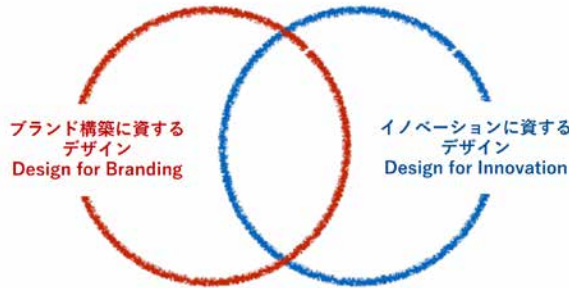
- 意匠法が保護の対象としている意匠とは、物品、建築物、画像デザイン（形状、色彩、模様など「**物品等の外観**」）。
- 令和元年に意匠法の改正があり、建築物（内装も含む）や画像デザインも保護対象となった。



(参考) 令和元年の意匠法の抜本的改正の背景

ビジネスにおけるデザインの重要性の高まり

- デザインはブランド力の向上とイノベーション力の向上を促し、我が国企業の産業競争力の向上に寄与するもの。



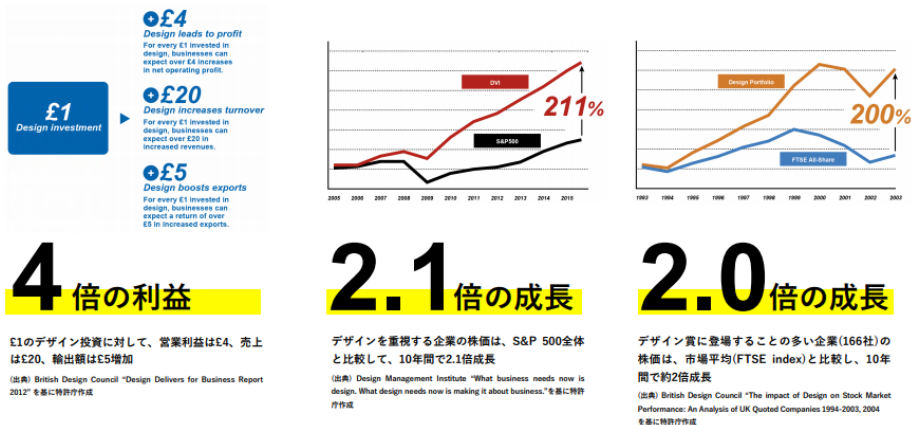
デザインは、企業が大切にしている価値、それを実現しようとする意志を表現する営みである。それは、個々の製品の外見を好感度の高いものにするだけではない。顧客が企業と接点を持つあらゆる体験に、その価値や意志を徹底させ、それが一貫したメッセージとして伝わることで、他の企業では代替できないと顧客が思うブランド価値が生まれる。さらに、デザインは、イノベーションを実現する力になる。

(出典) 産業競争力とデザインを考える研究会報告書『「デザイン経営」宣言』（2018年5月）

(参考) 令和元年の意匠法の抜本的改正の背景

ビジネスにおけるデザインの重要性の高まり

- 他社との差別化においては、顧客体験の「質」がビジネスの成否を左右する。これら顧客体験のすべてがデザインの対象。
- デザインに力を入れる企業が、高いパフォーマンスを発揮し、高い競争力を維持している。



(出典) 産業競争力とデザインを考える研究会報告書『「デザイン経営」宣言』（2018年5月）



(参考) 令和元年の意匠法の抜本的改正の背景

イノベーションの促進とブランド構築に資する優れた意匠を保護可能とすべく意匠法が抜本的に改正され、令和2年4月1日から、画像、建築物、内装の意匠が新たに保護対象となった。

令和元年の意匠法の改正項目

- 保護対象の拡充 (画像、建築物、内装)
- 関連意匠制度の拡充
- 意匠権の存続期間の変更
- 複数意匠一括出願の導入
- 物品区分の扱いの見直し
- 創作非容易性の水準の明確化
- 組物の部分意匠の導入
- 間接侵害規定の拡充
- 手続救済規定の拡充
- 損害賠償額算定方法の見直し

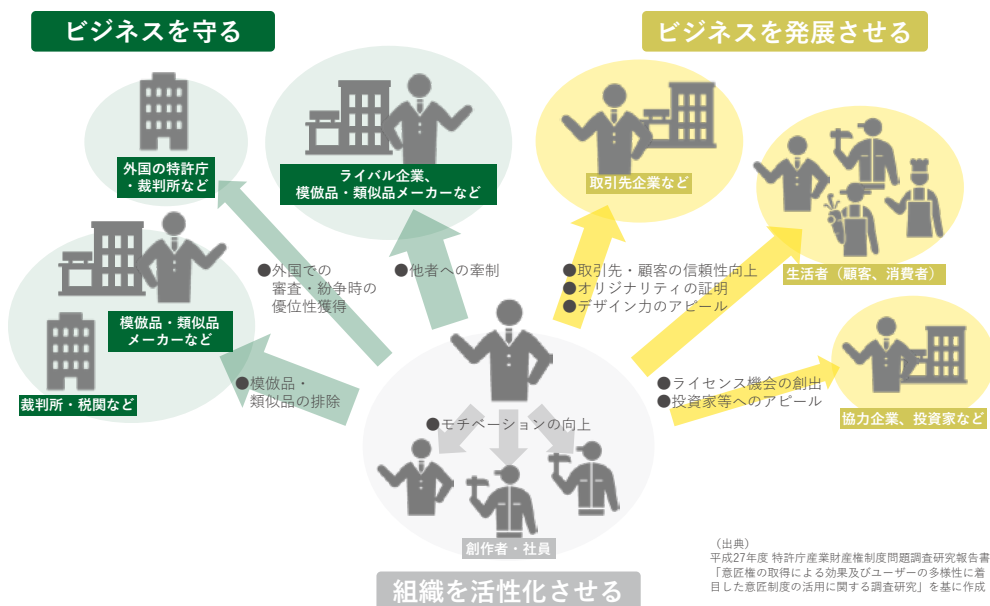


他の企業では代替できないと顧客が思うブランド価値



意匠制度の役割

## 意匠権を取得することで見込める効果



## 意匠制度のメリット

- 1 模倣品を発見しやすい
- 2 けん制効果が強く模倣品排除に効果的
- 3 特許性の有無に関係なく権利化できる
- 4 ブランド形成・保護にも活かせる
- 5 出願手続きが簡単で自分で出願しやすい
- 6 時間と費用を抑えて権利化できる

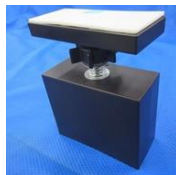
## メリット①模倣品を発見しやすい

- 意匠権は見た目を保護する権利であるため、**専門的な知識がない人であっても、模倣品が市場に出回っていないかの調査・確認がしやすい**といえます。
- 営業担当者が展示会や店頭で模倣品を発見したり、顧客から自社製品に類似する商品の情報を提供されたりするケースがあるほか、**税関職員による輸入差止めの有効性向上も期待**できます。

意匠権に基づいて  
税関で輸入を差止めた侵害物品の例



イヤホン



柱材保持具



ゲーム機用操作器



トレーニング器具

意匠権に基づく輸入差止め実績  
(令和3年の税関における実績)

	2017	2018	2019	2020	2021
件数	304	433	289	323	302
点数	135,135	116,597	85,684	58,867	73,953

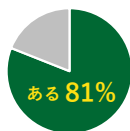
- ・件数は全体の構成比の1.1%  
(商標権96.0%、著作権2.4%、特許権0.6%)
- ・点数は全体の構成比の9.0%  
(商標権75.9%、著作権11.8%、特許権3.3%)

(出典)  
財務省「令和3年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)」  
[https://www.mof.go.jp/policy/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/chiteki/cy2021/20220304b.htm](https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2021/20220304b.htm)  
「令和3年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(詳細)」  
[https://www.mof.go.jp/policy/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/chiteki/cy2021/20220304a.htm](https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2021/20220304a.htm)

## メリット②けん制効果が強く、模倣品排除に効果的

- 意匠が登録されると、その権利内容が「意匠公報」に掲載・公示されます。**競合他社は販売予定の製品と同じ分野の意匠公報を調査していることが多い**ため**権利取得により、他者の模倣品・類似品の市場投入を未然に防ぐ効果が期待**できます。
- 権利行使の実態には、意匠権に基づく**警告後、和解**するケースが多くみられます。

製品企画・開発上、調査時に発見した他者の  
意匠権への対策が必要となったことがあるか？

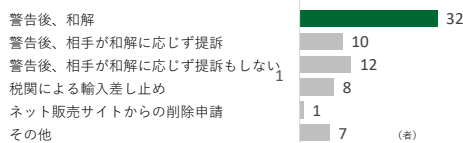


その対策内容は？

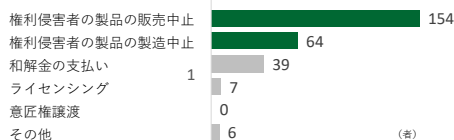


(出典)  
【企業の本業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究】  
[https://www.da.ndi.go.jp/info/ndip/pid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/nd/f/zaisanken/2010\\_13.pdf](https://www.da.ndi.go.jp/info/ndip/pid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/nd/f/zaisanken/2010_13.pdf) を基に特許庁作成

意匠権の権利行使方法の内訳は？



権利行使の結果は？

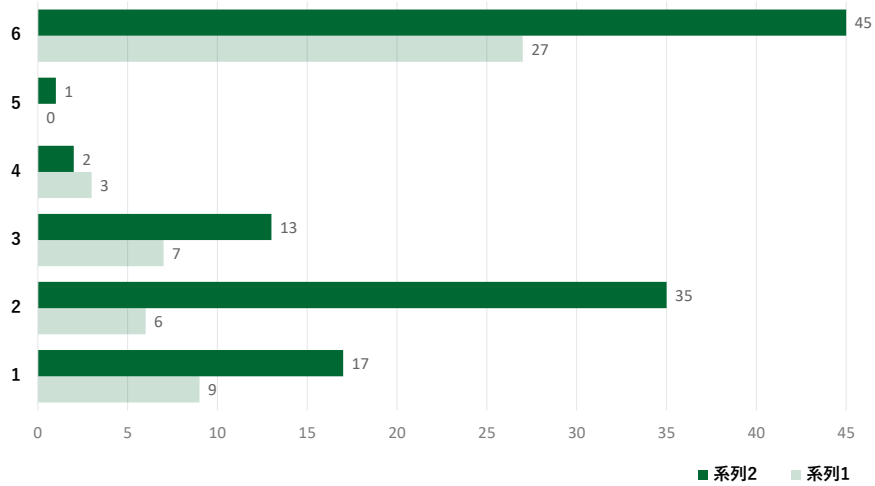


(出典)  
平成25年度 特許庁産業財産権制度調査研究報告書「企業等によるデザイン開発・保護等の活動実態に関する調査報告書」  
[https://dl.ndi.go.jp/view/download/digidepo\\_11515295\\_po\\_2013\\_11.pdf?contentNo=1&alternateNo=](https://dl.ndi.go.jp/view/download/digidepo_11515295_po_2013_11.pdf?contentNo=1&alternateNo=) を基に特許庁作成 ※アンケート調査対象: 意匠分類各グループの出願上位企業、デザイン事務所のうち91者から回答。※過去5年間程度での権利行使の状況を調査した結果。



## (参考) 知的財産権民事訴訟の判例数

知的財産権民事訴訟の判例数 (2021年)



※裁判所ホームページの裁判例情報をもとに特許庁意匠課意匠制度企画室にて調査 (2021年8月時点)



## メリット③特許性の有無にかかわらず権利化できる

- 意匠の登録要件を満たせば、特許性の有無にかかわらず、意匠権によってその形状等を保護できます。
- 意匠登録出願に際しては、**使用する素材や製造方法の説明は不要**であるため出願することにより技術流出が起こる可能性は低いといえます。

### 意匠の主な登録要件

- ① 工業上利用することができる意匠であること
- ② 新規性 (世界で最も新しい意匠であること)
- ③ 創作非容易性 (容易に創作できた意匠でないこと)
- ④ 不登録事由 (公序良俗に反する意匠でないことなど)
- ⑤ 先願 (他人より先に出願していること)
- ⑥ 先願意匠の一部と同一または類似の意匠でないこと
- ⑦ 一つの意匠のみが一つの出願に含まれていること

#### 【意匠に係る物品の説明】

物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることのできるような説明を記載する。

#### 【意匠の説明】

図面 (写真、ひな形又は見本) だけではその意匠の理解ができないときは、理解を助けることのできるような説明を簡潔に記載する。

### 意匠登録願 (願書) の記載例

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	A-3-A N
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は…

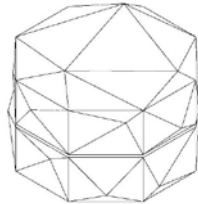


## メリット④ブランド形成・保護にも活かせる

- 自社らしさが表れたデザインを全て意匠権で保護したり、複数の製品に共通する形態を意匠権で保護することで、自社のブランド価値の形成や強化に役立てられます。

### ブランド形成に活用されている意匠登録の例

意匠登録第1535462号  
「包装用容器」

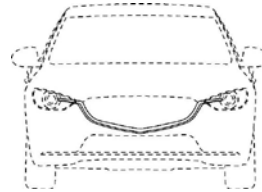


- 「美とサイエンス」の結晶化をコンセプトに、ランダムな多面体形状に加工を施し、進化したイメージを表現。
- 一般的に、低価格帯の製品はライフサイクルが短く、デザインが頻繁に変更されるのに対し、高価格帯の製品はライフサイクルが長く、デザインの寿命も長くなる傾向があります。そのため、高価格帯のデザインは、意匠権で保護する必要性が特に高いと考えており、(中略) しっかりと意匠権を取得しています。

(出典)  
特許庁「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」より引用  
[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907\\_jirei\\_katsuyou.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html)

特許庁

意匠登録第1412277号  
「乗用自動車」



- 車両全体だけでなく特定部分にもマツダブランドを象徴するデザインがある。(中略) 「ブランドを認知させるエレメント」である。
- フロントフェイス部分でグリル下部からヘッドランプにかけて伸びるV字状のシグネチャーウィング(中略)。一見してマツダブランドとわかるデザインであり、主に「部分意匠」を利用し保護している。

(出典)  
特許第274号「マツダでのブランド戦略におけるデザイン開発と知的財産権」より引用  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/274/274tokusyu1-3.pdf>

24



## メリット④ブランド形成・保護にも活かせる

- 特許権侵害にあたらない、**外観のみを真似た粗悪な模倣品**に対しては**見た目が似ていれば権利が及ぶ意匠権での対処が有効**。
- 意匠権により、ブランドイメージの毀損や商品に対する信用低下を回避できる可能性も。

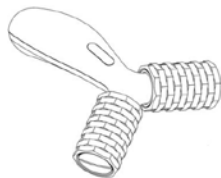
### 美容用ローラー (株式会社MTG) の輸入差止事例

【真正品】



※写真は財務省ウェブサイト「平成22年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(詳細)」から引用

【登録意匠】



美容用ローラー  
意匠登録第1387971号

- 外観のみを似せることは簡単のため、「微弱電流が流れない」「内部に水が入る」といった粗悪な模倣品が多数流通。
- 税関に差止申立てを行い、2000台以上が日本各地の税関において廃棄。正規品の単価から考えて数千円以上、抑止作用も含めるとそれ以上の効果を上げた。

特許庁

### 正規品と模倣品の比較



正規品



模倣品

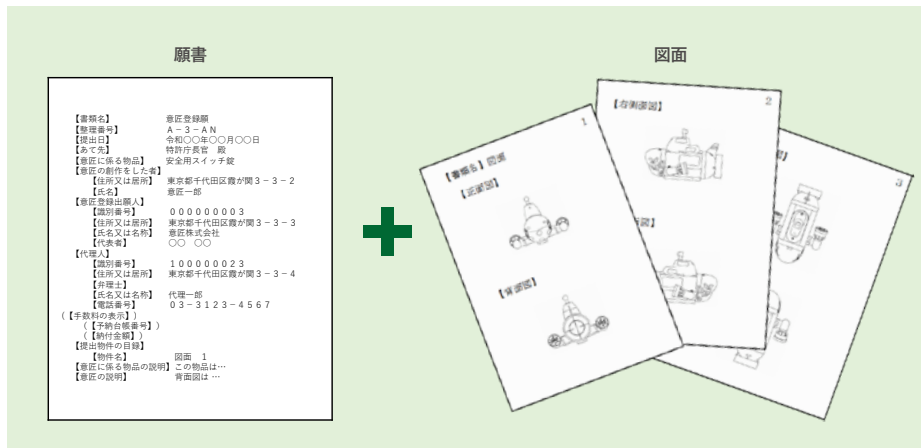
※MTG「プラチナ電子ローラー「ReFa」に関する重要なお知らせ」から引用  
<https://www.rakuten.ne.jp/gold/mtgoc-beauty/guide/coun.html>

25



## メリット⑤ 出願手続きが簡単で自分で出しやすい

- 意匠登録出願に必要なものは、**願書と図面の2つ**のみで、記載すべき内容も多くありません。
- 知財総合支援窓口などに相談しながら、**ご自身・社内**で出願書類を準備し、出願している方もいます。



## メリット⑤ 出願手続きが簡単で自分で出しやすい

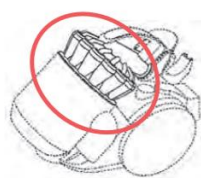
- 図面の代わりに、**写真や見本、ひな形**を提出して出願することもできます。



## 特徴的な部分のみの保護も可能

- 物品、建築物、画像の全体の形状のみならず、部分の形状のみ保護することもできます。
- 独創的で特徴ある部分だけを模倣するというような模倣を防止する効果があります。

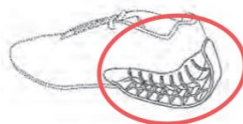
部分について意匠登録を受けようとする意匠の例



電気挿除機本体  
意匠登録第1364277号



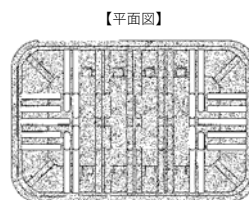
ボトル  
意匠登録第1329280号



運動靴  
意匠登録第1303974号

※赤色の丸囲みは、意匠登録を受けようとする部分を強調するためのものであり、実際の図には記載されていません。

図面の例



【平面図】



【正面図】

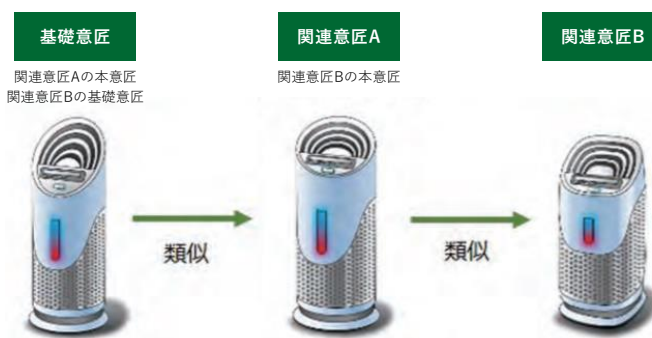
【意匠の説明】  
薄墨を付した部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

(出典)  
事例から学ぶ意匠制度活用ガイド  
[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907\\_jirei\\_katsuyou.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html)

## バリエーションの意匠も保護が可能

- 関連意匠は、バリエーションの意匠についてそれぞれ意匠登録を受けることができる制度で権利範囲の拡大と明確化をねらう場合などに有効です。

関連意匠の例と概要



(出典) 事例から学ぶ意匠制度活用ガイド [https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907\\_jirei\\_katsuyou.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html)



## 意匠権 十人十色のつかいかた

### みんなの意匠権 十人十色のつかいかた

- 意匠制度初心者向けのガイドブック（冊子版・電子版あり）
- 4コマ漫画で分かる効果的な活用方法をはじめ  
意匠制度の基本から出願手続の概要まで、1冊でご紹介！
- 初めて意匠制度に触れる方・意匠制度をより効果的に活用したい方  
他の産業財産制度ほど意匠制度に精通していない方 におすすめ



冊子版のご請求は  
特許庁 意匠課 企画調査班 まで  
PA1530@jpo.go.jp

電子版はこちらから →  
[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnana\\_ishoken.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnana_ishoken.html)





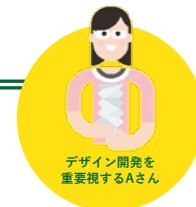
## ビジネスに合わせて活用を！

- さまざまなビジネスや創作形態をもつ10人のペルソナに沿って意匠制度の活用方法をご紹介します。

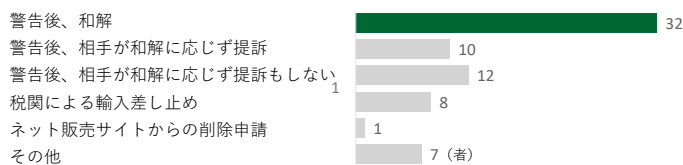


## 重要なデザインを確実に守りたい！

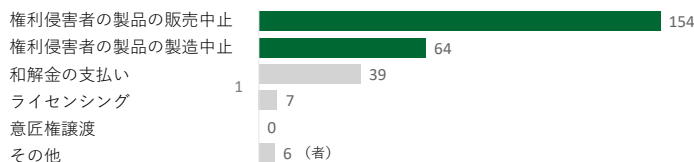
- たくさん売れた**ヒット商品**や**デザイン賞を受賞した製品のデザイン**ほど**模倣されやすい傾向**があり、しっかりと権利を取得しておくことが重要です。
- 模倣品に対する権利行使では、相手方に**警告した後に和解**するケースが多く、見た目の権利ならではの効果を発揮していることが分かります。



### 意匠権の権利行使方法の内訳は？



### 権利行使の結果は？



(出典)  
 平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「企業等によるデザイン開発・保護等の活動実態に関する調査報告書」  
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11515\\_295\\_po\\_2013\\_11.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11515_295_po_2013_11.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)  
 を基に特許庁作成  
 ※アンケート調査対象：意匠分類名グループの出願上位企業、デザイン事務所のうち91者から回答。※過去5年間程度での権利行使の状況を調査した結果。

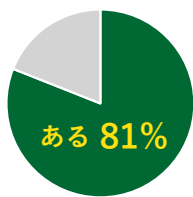


## 模倣品対策コストを抑えたい！

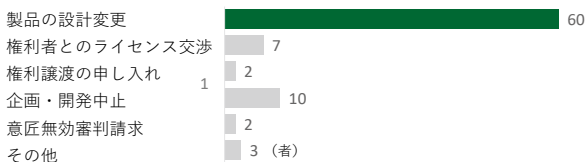


- 権利を取得しておくことは、模倣品・類似品の発生防止にもつながり、模倣品・類似品への対処コスト（時間、金額）を最小限に抑えられます。
- 製品開発中に他者の意匠権を調査する中で、製品の設計変更等を余儀なくされた経験をもつ企業は多数あり、意匠権が水面下で効いていることがうかがえます。

製品企画・開発上、調査時に発見した他者の意匠権への対策が必要となったことがあるか？



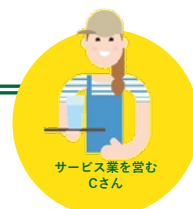
その対策内容は？



【出典】  
[企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究]  
[https://warpp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryos/teushin/chousa/pdf/zaisanken/2010\\_13.pdf](https://warpp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryos/teushin/chousa/pdf/zaisanken/2010_13.pdf) を基に特許庁作成



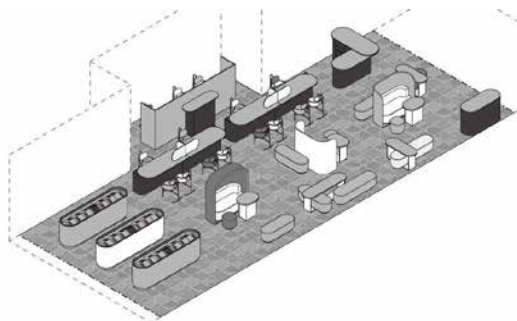
## サービス業でも有効活用できる！



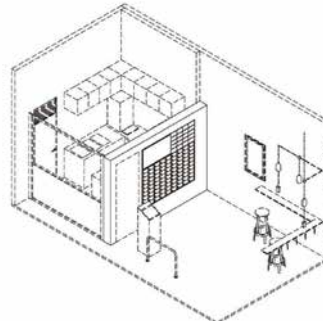
- 建築物や内装、WEBサイトのデザインも保護できるため、意匠制度はものづくりをする企業のみならず、サービス業の方にも活用いただけます。
- 顧客の接点となる意匠を保護し、独占使用することによって、自社のブランド形成への貢献も期待できます。

サービス業に関する意匠登録の例（内装）

意匠登録第1689935号  
「携帯電話販売店の内装」



意匠登録第1686175号  
「カフェの内装」



## サービス業でも有効活用できる！



### サービス業に関する意匠登録の例（画像）

意匠登録第1688245号  
「疾病予測結果表示用画像」



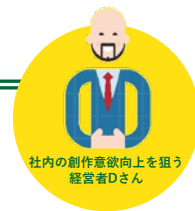
意匠登録第1698162号  
「情報表示用画像」



画像・建築物・内装の登録事例については、こちらをご参照ください。  
特許庁HP「改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠登録事例について」  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaisei\\_hogo.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaisei_hogo.html)



## 社内の創作意欲を向上させたい！



- 意匠権は、過去にない新しく創作された意匠に付与されるため、権利取得は従業員の努力の成果（創作）のオリジナリティが証明された証ともいえます。
- 権利を取得すると発行される意匠公報には、創作者名も掲載されます。
- デザイン開発に携わった従業員たちのさらなる創作意欲の向上が見込めるとい点からも、意匠権を積極的に取得している企業もあります。

### 活用事例：株式会社エンジニア



社内の廊下に「MPDPウォール」と呼ばれる  
掲示板を設け、これまで国内外で取得した  
数々の権利の意匠登録証や特許証を掲示して、  
従業員の知財意識や新たな創作意欲の向上に繋げています。



意匠登録第1521899号「ペンチ」



## 自社製品の保護が取引先の保護にも繋がる！



- 自社製品が取引先の製品の一部（部品）として用いられている場合の意匠権による自社製品の保護の意義は、「自社の創作やビジネスの保護」のみにとどまらず、「取引先のビジネスを保護」することにもつながり、信頼獲得も期待できます。

活用事例：株式会社タケダレース



意匠登録第1695433号  
「細巾レース地」

- ・ 出願の主な目的は、国内外での模倣防止や、最終製品の製造を行うメーカーを模倣品から保護すること。
- ・ 意匠登録があることで、取引先にとっても模倣品でないことを裏付ける根拠を提示できるというメリットが。
- ・ 年間に製作されるレースのパターンが多いため、全てのレース製品の意匠登録を行うのではなく、市場ニーズがあるものを中心に意匠登録。
- ・ 約30年前から意匠登録の取組を進めており、2021年12月時点で3,000件弱の意匠登録を行っている。

〔出典〕  
平成28年度 意匠出願動向調査報告書（概要）  
—地域別意匠登録と意匠関連施策との関係性に関する調査—  
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11152224\\_po\\_28isyoyu\\_chiiki.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11152224_po_28isyoyu_chiiki.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

特許庁

38



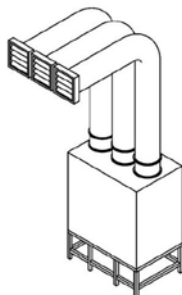
## BtoBの製品や内部部品も保護できる！



- 「デザイナーがデザインしていないものは保護できない」  
「BtoB製品を製造しており、市場に流通しないので意匠権では保護できない」  
「内部部品は消費者の目に触れないので意匠制度とは関係ない」  
これらは意匠制度によくある誤解です。

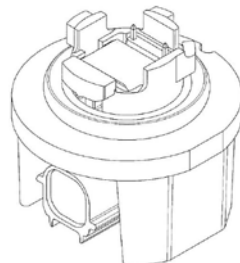
BtoBの製品の意匠登録例

意匠登録第1632416号  
「外気導入装置」

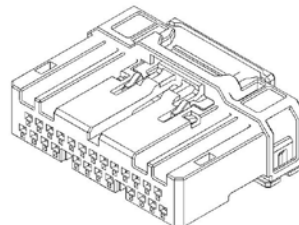


内部部品の意匠登録例

意匠登録第1658118号  
「車両灯具用ソケット」



意匠登録第1703941号  
「コネクタ」



特許庁

39

## 権利取得が好評価につながる！

- 産業財産権を取得することは、社会的信用の獲得にもつながります。
- ベンチャー企業が出資を受ける際には、  
自社が保有する知的財産を適切に保護し、その情報を開示することによって  
銀行や投資家の与信判断に好影響を与える可能性があります。
- 自身より立場が強い取引先とも対等な取引が行えたというケースもあります。

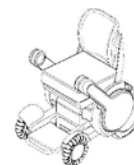


活用事例：WHILL株式会社



- ・産業財産権に期待する効果には、模倣の抑止などのほか、資金調達の場合での投資家へのアピールもあります。
- ・ベンチャー企業が大企業やVCなどから出資を受ける際には重要な審査項目の一つに産業財産権の保有状況があり、取得してきた特許権や意匠権が投資家からの評価に大きく寄与することがあります。

意匠登録第1523614号  
「電動四輪車」



(出典)  
事例から学ぶ意匠制度活用ガイド  
[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907\\_jirei\\_katsuyou.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html)

特許庁

40

## 自分で出願し、コストを抑えて権利化する

- 個人や小規模で事業を行う場合であっても、権利を取得してその創作やビジネスを守ることは非常に重要です。
- 意匠登録出願に必要な書類は願書と図面で、記載内容も多くありません。  
また審査期間が比較的短く、費用も比較的少なくすむため、低コストで権利を取得できます。
- 上記の特徴を利用して、意匠審査を権利調査に活用するケースもあります。



意匠登録出願に関する料金

出願料	16,000円
審査請求料	なし（全件審査）
特許料・登録料 （/年）	1-3年目 8,500円 4-25年目 16,900円

審査にかかる期間 2020年度実績

一次審査通知までの期間 （平均）	6.3月
権利化までの期間 （平均）	7.1月

特許庁

41



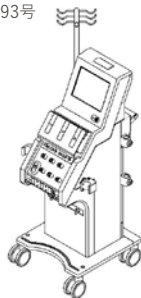
## 取得した権利を用いて対価の得方を整理！



- 開発した製品をどう出願するか・権利を所有するのは誰なのか・製品の販売などによって得た利益をどう配分するか…など  
共同開発に際し整理すべき点について、産業財産権が活用される場合があります。
- 共同開発した製品に関する産業財産権の取得は、以下のようなメリットがあります。  
研究機関：研究開発費の回収ツール、研究成果の対外的なアピール  
企業：模倣品対策、取引先や金融機関からの信頼性向上

### 共同開発された製品の意匠登録例

意匠登録第1557193号  
「濾過濃縮機」



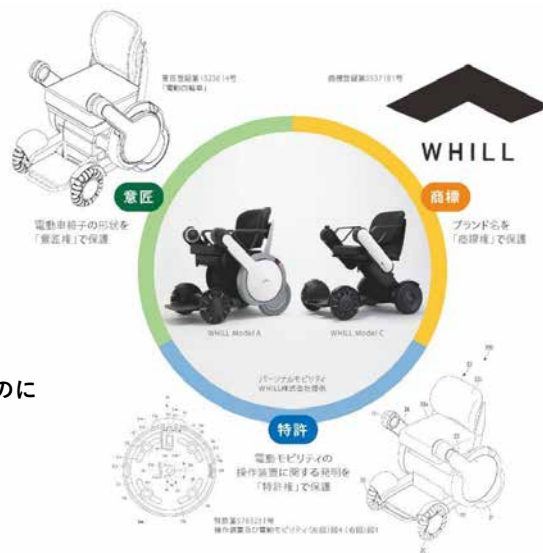
### 産業財産権を用いた関係性の整理の例

- A社とB機関とで共同出願を行った場合
  - ・ A社とB機関の両方を出願人とした共同出願を行って権利化し、A社に専用実施権を設定する。A社はその売り上げを得、B機関はA社の売り上げに応じてロイヤルティで対価を受け取る。
  - ・ B機関の単独名義で出願を行って権利化する。その後、そのB機関の権利をA社にライセンスする契約を結び、B機関はライセンス料を、A社は売上を得る。



## 「知財ミックス」で多面的な保護を

- 各産業財産権は、保護対象が異なる。  
そのため、**ひとつの製品**であっても、
  - その**技術的思想は特許権**で
  - **見た目は意匠権**で
  - **製品の名称やロゴは商標権**で
 と、**各権利を取得することが可能**。
- 複数の産業財産権によって  
創作したものを多面的に保護する  
「**知財ミックス**」は  
自社のビジネスを様々なリスクから守るのに  
有効であると考えられる。



(出典) みんなの意匠権



## 意匠情報の検索



## 特許情報プラットフォーム

- 特許情報プラットフォームは、日本国特許庁や海外の知財庁が発行する特許・実用新案・意匠・商標に関する1億件を超える「公報情報」や、出願時、審査・審判時、登録後の状況などの経過が分かる「経過情報」等を照会できるサービス。
- 特許情報プラットフォームは、工業所有権情報・研修館（INPIT）が提供しており、インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができます。

### 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



## 特許情報プラットフォーム

### 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

「意匠番号照会」、「意匠検索」、「意匠分類照会」の検索サービスから、公報情報、経過情報等を調べることができる。



「ヘルプ一覧」から、各サービスの利用方法やマニュアルのページにアクセスできる。

## 日本意匠分類について

- 日本意匠分類は、意匠審査における迅速・的確なサーチ、外部における先行意匠調査や意匠権調査を効率よく検索するために設けられており、物品の用途に主眼をおき、必要に応じて機能等の概念を用いて分類を構成している。平成17年1月1日から施行した日本意匠分類には、日本意匠分類を形態等の特徴で更に細分化したDタームが用意されている。
- 特許庁ウェブサイトでは、日本意匠分類をはじめ、Dターム、日本意匠分類を付与する定義を示した分類定義カード、国際意匠分類と日本意匠分類の関連情報等を掲載している。

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou\\_bunrui/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/index.html)

### 特許庁ウェブサイトにおける日本意匠分類関連情報



### 分類定義カード (Dターム) の一例







## 建築物、画像、内装意匠の属する意匠分類

	改正法施行後の分類	備考
建築物の意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>建築物</b> L3-2台 主なもの：オフィスビル L3-2000 住宅 L3-21</li> <li>・ 土木構造物 L3-1台 (シェルター等) L2-5台 (橋梁等) 等</li> </ul>	組立て物置、テントのような、物品として登録されるものもこれら分類が付与される
内装の意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>内装の意匠</b> L3-7台 L3-70 (内装), L3-71 (事務所又は教育施設の内装) L3-72 (住宅の内装), L3-73 (店舗の内装)</li> </ul>	令和3年4月1日から従来のL3-7が細分化されている (令和3年4月1日以降の出願に付与)
画像を含む意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>画像意匠 (画像そのもの) 又は物品等の部分としての画像を含む意匠のうち画像について意匠登録を受けようとするもの</b> N3-10W (グラフィカル ユーザー インターフェース) N3-11W ( " (領域分割型) ) N3-12W ( " (アイコン) )</li> <li>※上記の分類に加え、画像の用途や形状等に応じた横断的なDターム (V〇〇) が付与されます</li> <li>・ <b>物品等の部分としての画像を含む意匠のうち画像だけでなく物品の形状等についても意匠登録を受けようとするもの</b> 各物品等の属する分類 + W10~W19 ※Dターム V〇〇は付与されません</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Dターム V〇〇の詳細は特許庁HP参照 <a href="https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/index.html">https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/index.html</a></li> <li>・ W?で横断的に検索可能 (改正前のものを含む)</li> </ul> (令和2年4月1日以降の出願に付与)



## 画像意匠公報検索支援ツール

- 画像意匠公報検索支援ツールは、我が国で登録された、画像を含む意匠を効率的に調査できるもの。
- 画像を含む登録意匠を公報発行日順に表示したり、利用者が入力した画像を、画像を含む登録意匠の画像部分と機械的に照合し、入力した画像に近いと評価されたものから順に表示したりすることができる。
- 画像意匠公報検索支援ツールは、工業所有権情報・研修館 (INPIT) が提供しており、インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができる。

### 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>



## 画像意匠公報検索支援ツール

### 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

**機能 1** 画像を含む登録意匠を公報発行日順 (新→旧) に表示



結果を表示ボタンをクリック!

画像を含む登録意匠が  
公報発行日順に表示される



登録番号をクリックすると  
意匠公報が参照できる

**機能 2** 利用者が入力した画像を、画像を含む登録意匠の画像部分と機械的に照合し、入力した画像に近いと評価されたものから順に表示



照合したい画像

画像データを  
ドラッグ&ドロップ!



結果を表示ボタンをクリック!

照合結果が  
表示される



登録番号をクリックすると  
意匠公報が参照できる



参考情報

## 意匠制度関連資料のご紹介

事例から学ぶ  
意匠制度活用ガイド



なるほど、日本の素敵な製品  
デザイン戦略と知的財産権の事例集 2



建築・内装  
デザイナー向け情報



令和元年意匠法改正  
特設サイト



2021年度知的財産権制度説明会  
(初心者向け)



実務者向け説明会  
(特許・商標専門家のための意匠制度説明会)



特許庁

52

## オンラインで意匠権について学べます

- 知的財産の業務に携わる実務者の方を対象に、意匠の審査基準やその運用をはじめ、他の産業財産権制度の運用、国際出願手続等、わかりやすく解説しています。

2021年度知的財産権制度説明会 (実務者向け)  
知的財産権について学べます (オンライン配信)

知的財産の業務に携わっている実務者の方を対象に、特許・意匠・商標の審査基準やその運用、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容について、わかりやすく解説いたします。  
2021年度も引き続きオンラインにて配信いたします。各講座科目は以下のとおりです。  
※掲載URLから直接検索を推奨いたします。

01. 令和3年度特許法等改正説明会

- ・ 講義動画: 令和3年度特許法等改正説明会 (外部サイトへリンク)
- ・ 講義資料: 令和3年度特許法等改正説明会 (PDF: 2,262KB)

02. 知財動向と特許庁施策

- ・ 講義動画: 知財動向と特許庁施策 (外部サイトへリンク)
- ・ 講義資料: 知財動向と特許庁施策 (PDF: 7,222KB)



[https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai\\_setumeikai\\_jitsumu.html](https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai_jitsumu.html)

特許庁

53

**-JPO-**

本日はお時間を頂戴し誠にありがとうございました。

